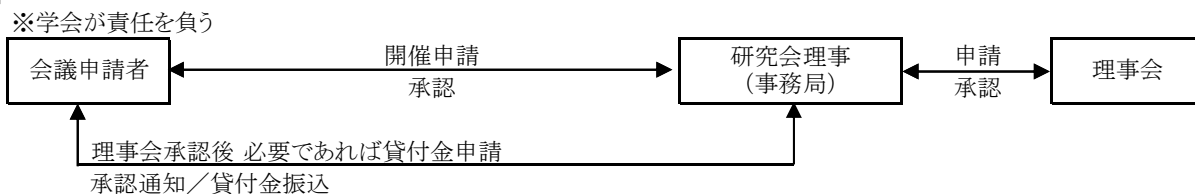
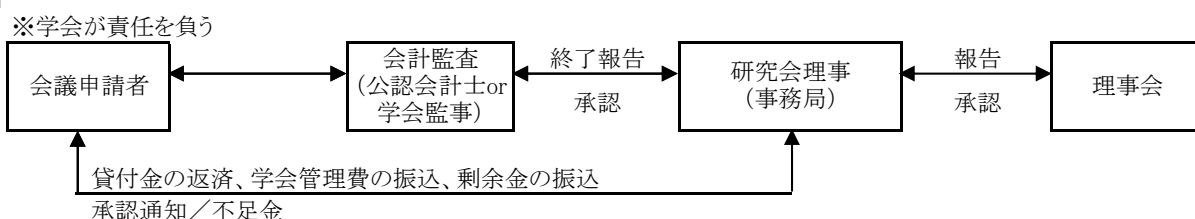


国際会議開催申請・終了報告の手続き (運営主体が学会)

【開催申請】



【終了報告】



※開催申請は研究会担当理事を介して行う。

※終了報告は研究会担当理事を介して行う。

※剰余金が発生した場合には、その扱いを以下の順番で処理する。

①剰余金を寄付金・基金等として他団体等に拠出する場合

予め財務担当理事の決裁を得るものとし、終了報告には、「国際会議剰余金の他団体への拠出に関する届出書」ならびに拠出先の通帳の写し(拠出先の口座が海外等で入手が困難な場合には振込票の写し)を添付するものとする。

②剰余金を寄付金・基金等として他団体等に拠出しない場合または①かつ剰余金がある場合

予め国際会議開催申請書で定めた共催団体の負担割合に応じて剰余金を配分し、配分された剰余金は学会の一般会計へ繰り入れる。但し、特定の研究会が中心となって開催する場合には剰余金の1/3を当該研究会へ繰り入れ、2/3は学会の一般会計に繰り入れる。

※不足金が発生した場合には、学会で賄う。

※収入あるいは支出が1,000万円以上となる場合には、公認会計士の会計監査を受ける。

(予算には公認会計士の会計監査費用に関する予算措置をしておく。)

(1,000万円以下で、共催の場合、開催の前に共催者同士で会計監査に関する方針の合意が得られており学会監事が合意した場合には、学会監事による監査を受けることができる。この場合、監事は学会内での監査責任を持ち、共催相手に側に対する監査責任は生じない。)

※国際会議の保険は、共催相手の条件に従って保険をかける。